

令和4年度 いばらき出会いサポートセンターA I マッチングシステムPR業務委託 仕様書

本仕様書は、一般財団法人いばらき出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が発注するセンターのA I マッチングシステムPR業務（以下「本業務」という。）委託について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

センターの新たなA I マッチングシステムのさらなる利用促進を図るため、著名人等をセンターの象徴的なキーアイコンとして起用し、メディアにも注目されるインパクトのあるPRを展開していく。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 委託額の上限

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務内容及び仕様

(1) 企画策定及び著名人の起用

本業務の目的を達成するための企画を策定するとともに、以下を基準に、本業務を牽引していくに相応しい著名人（コンビなども含む。以下同じ。）を起用すること。なお、著名人は必ずしも本県出身等、本県にゆかりのある者に限定しない。

- ・在京キー局又はそれに準ずるとセンターが認めるテレビ等への出演回数が概ね年間50回以上であること。
- ・県民からの支持を受けていると推察できること。

(2) PRイベントの開催等

- ・(1)の著名人などを活用し、PRタイミングを2回以上創出し、うち1回はPRイベントの開催とすること。
- ・イベントの開催等にあたっては、他媒体での告知なども行い、特にテレビ局を中心にメディア露出を獲得できるよう工夫し、在京キー局のテレビ番組（地上波）において1回以上の露出を確約すること。
- ・開催場所や内容については、センターと協議すること。
- ・イベント開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、センターと協議しながら慎重に行うこと。

(3) PR動画等の制作・公開

- ・PR動画等の制作にあたっては、(1)の著名人などを活用し、各メディアで話題となるとともに、多くの視聴回数を得られる企画とし、センターと協議して決定すること。

- ・動画等制作に必要な事前調整、衣装・セット等準備、撮影、編集、公開等必要な作業を行うこと。
- ・納品後も、社会情勢の変化などにより加工・編集が必要になった際は、誠実に対応すること。
- ・制作した動画等の二次利用（センター及びセンターが指定した機関等のホームページ及び公式 SNS 並びに動画共有サイト等での配信を想定）を可能にするために必要な処理を行うこと。
- ・撮影は県内を基本とし、移動時間やメイク等も考慮し、収録の目的を達するため最大限の収録時間を確保すること。
- ・動画等制作にセンターから提供する素材等が必要な場合は、センターと協議すること。

（４）インターネット広告でのPR

インターネット広告を活用し、（３）で制作したPR動画等を配信すること。

ア 対象

広告の対象者は、メインターゲットとする地域・年齢層など必要な事項についてセンターと協議し決定すること。

イ 掲載時期及び期間

センターと協議し、PRに効果的な時期及び期間を設けること。

ウ 広告媒体

効果的な媒体を提案し、センターと協議のうえ決定すること。

エ 表示回数

表示回数の目標を設定すること。なお、表示回数が目標を下回る見込みとなった場合は、センターと協議すること。

オ 広告仕様

- ・広告制作に必要な素材は、（３）で制作したPR動画等を活用すること。また、センターから動画や素材の提供が必要な場合は、センターと協議すること。
- ・広告制作及び配信に必要な事前調整、準備、広告媒体により定められた規格に沿った編集等必要な作業を行うこと。
- ・首都圏を中心に多くの方に閲覧されるような広告とするよう留意すること。
- ・リンク先は、センターのホームページとすること。

カ 実施計画書

受託者はインターネット広告の配信に係る計画書を作成し、センターと協議のうえ実施すること。

（５）その他

- ・上記の他、センターの利用が新しい出会いや幸せな結婚につながることをイメージさせるとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮した事業の企画・演出について提案すること。
- ・提案する著名人とは、確実に本事業が履行できるよう調整したうえで提案すること。

- ・受託者が著名人と契約するにあたっては、本事業の履行期間中、センターのイメージを毀損するような行動がないことを担保するため、覚書等を結ぶこと。なお、受託者と所属事務所が同一にあつてはその限りではない。

5 効果測定

- ・事業実施にあたっては、WEBアンケートや各種調査等を活用し、当事業の効果測定を行うこと。また、当事業がメディア露出した成果を広告換算額として算出（クリッピング作業を含む）し、都度、センターに報告すること。

6 実績報告

- ・受託者は委託業務終了後、委託業務実績報告書、効果を記載した書面及びそのデータを記録したCD-Rを添えて、センターに2部（うち1部は副本）提出すること。

7 打ち合わせ

- （1）本業務の実施に際しては、センター及び関係者からの意見・要望等を聴取し、センターと協議のうえ、業務成果へ誠実に反映させること。
- （2）受託者は月1回を目途にセンターと打ち合わせを行い、その都度打合せ記録を作成し、センターに提出すること。
- （3）打合せに要する経費は、本業務に含むものとする。

8 制作・納入物件の権利の帰属

- （1）本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は全てセンターに帰属するものとする。なお、制作した動画等については少なくとも令和5年度末まではセンターにおいて公開、配布することができるものとする。
- （2）業務の成果品に、受託者が従来から保有する知的財産権が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、センター及びセンターが指定した機関等は、業務の成果品を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。
- （3）受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度センターと協議して決定する。